

公益社団法人 日本トライアスロン連合 定款

第1章 総 則

第1条 (名 称)

この法人は、公益社団法人日本トライアスロン連合といい、外国に対してはJapan Triathlon Union (略称JTU) という。

第2条 (事 務 所)

この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 (目 的)

この法人は、我が国におけるトライアスロン、パラトライアスロン、デュアスロン、アクアスロン及びそれらの関連マルチスポーツ（以下、これらを総称して「トライアスロン」という。）を統括し、代表する団体として、トライアスロンの普及および振興を図り、もって国民の心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

第4条 (事 業)

1. この法人は、前条の公益目的を達成するため次の事業を行う。
 - (1) トライアスロンの普及及び指導
 - (2) トライアスロンの日本選手権大会及びその他の競技会の開催
 - (3) トライアスロンの国際競技大会等の開催及び国際競技大会等への代表参加選手の選定及び派遣
 - (4) トライアスロンの競技力向上
 - (5) トライアスロンに関する競技規則及び開催規則その他必要な規則の制定
 - (6) トライアスロンに関する指導者及び審判員の養成および資格認定
 - (7) トライアスロンに必要な用具の制作及び検定
 - (8) トライアスロン競技及び安全のための研究
 - (9) トライアスロンに関する刊行物の発行
 - (10) 我が国のトライアスロン競技界を代表して、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会及び国際トライアスロン連合(ITU)等に加盟することならびにその事業への協力
 - (11) その他本会の目的を達成するために必要な事業
2. 前項各号の事業は、日本国内及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

第5条（法人の構成員）

1. この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 各都道府県においてトライアスロン関連競技を統括し、その普及振興を行う団体
- (2) 登録会員 この法人の目的に賛同し、加盟団体を通じて年度ごとに登録された個人
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業を援助する個人、法人又は団体
- (4) 名誉会員 この法人に対し、特に功労のあった者で、社員総会において推薦された個人

2. 前項各号の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

第6条（会員の資格の取得）

この法人の正会員又は、登録会員・賛助会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員・登録会員・賛助会員となる。

ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって名誉会員となるものとする。

第7条（経費の負担）

この法人の事業活動に関し経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

- 1. 入会金、会費については、別途社員総会の決議をもって定める。
- 2. 賛助会員は入会金を、名誉会員は入会金及び会費を納めることを要しない。
- 3. 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

第8条（任意退会）

会員は、理事会において別に定める退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。

第9条（除 名）

会員が次の各号の一に該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。

この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに除名する旨の理由を通知し、社員総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の名誉を傷付けたとき、またはこの法人の目的に違反する行為があったとき。
 - (2) この法人の会員として、法人の定款または規則に違反したとき。
 - (3) 会費を2年以上滞納したとき。
2. 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

第10条（会員の資格の喪失）

会員は、前2条の場合のほか、会員が次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を喪失する。

- (1) 3年以上継続して会費を滞納したとき。
- (2) 死亡若しくは失踪宣告を受け、または団体が解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総ての正会員の同意があったとき。

第11条（会員の資格喪失に伴う権利及び義務）

1. 会員が前3条の規定により会員の資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務に関してはこれを免れることはできない。
2. この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 社 員 総 会

第12条（構成）

1. 社員総会は、第5条第1項第1号の正会員をもって構成する。

第13条（権限）

社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散および残余財産の処分
- (7) 合併、事業の全部若しくは、一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第14条（開催）

定時社員総会は、毎年1回毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

第15条（招集）

1. 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長（代表理事）が招集する。
2. 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、会長（代表理事）に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
3. 社員総会の招集は、社員総会の日々の2週間前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、その通知を発しなければならない。
4. 理事、監事及び専門委員会の委員長は、社員総会に出席して意見を述べることができる。

第16条（議長）

社員総会の議長は、当該社員総会において、出席した正会員の中から選出する。

第17条（議決権）

社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

第18条（決議）

1. 社員総会の決議は、法令又は定款に別段に定める場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
 - （1）会員の除名
 - （2）監事の解任
 - （3）定款の変更
 - （4）解散
 - （5）その他法令で定められた事項
3. 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

第 19 条（書面による議決権の行使等）

1. 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
2. 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は社員総会に出席したものとみなす。
3. 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案の可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

第 20 条（議事録）

1. 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 議事録には、議長及び出席した正会員のうちから、その社員総会において選出された議事録署名人 2 人以上が署名、又は記名押印しなければならない。

第 5 章 役 員 等

第 21 条（役員の設定）

1. この法人には、次の役員を置く。
 - (1) 理 事 20 名以上 30 名以内
(うち会長 1 名、副会長 3 名以内、専務理事 1 名、常務理事 5 名以内)
 - (2) 監 事 3 名以内
2. 会長をもって法人法上の代表理事とする。
3. 会長以外の理事のうち、副会長、専務理事及び常務理事をもって、法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

第 22 条（役員の選任）

1. 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
2. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
4. 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記を行い、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届出なければならない。
5. 理事のうち、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊関係がある者の合計数が、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。また、監事についても同様とする。
6. 監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）及びこの法人

の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

第 23 条（理事の職務及び権限）

1. 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を統括する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序でその業務執行に係る職務を行う。
4. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づきこの法人の業務を掌理する。
5. 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、理事会の議決に基づき日常の業務を処理する。
6. 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

第 24 条（監事の職務及び権限）

監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査し、監査報告書を作成する。
- (2) この法人の業務及び財産状況を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認められるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため、必要があるときは、理事会の招集を請求すること。
- (6) 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

第 25 条（役員任期）

1. 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
2. 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任されるまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第 26 条 (役員 の 解任)

1. 理事に理事として不相当な行為があったときは、社員総会において、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって、解任することができる。
2. 監事に監事として不相当の行為があったときは、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数による決議により、解任することができる。

第 27 条 (役員 の 報酬)

1. 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び常勤の監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、別に定める報酬規程に従って報酬等を支給することができる。
2. 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 28 条 (責任 の 免除 又は 限定)

1. この法人は、役員 の 法人法第 198 条において準用される第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
2. この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 10 万円以上で予め定めた額と、法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 29 条 (名誉総裁、名誉会長、顧問及び参与)

1. この法人には、名誉総裁 1 名、名誉会長 1 名並びに顧問及び参与を若干名置くことができる。
2. 名誉総裁、名誉会長、顧問及び参与は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
3. 名誉総裁、名誉会長は、理事会、社員総会に出席して意見を述べるることができる。ただし、議決に加わることはできない。
4. 顧問は、この法人の運営に関する重要な事項について会長及び理事会の諮問に応ずる。
5. 参与は、理事会の諮問に応ずる。
6. 顧問及び参与は、無報酬とする。

第6章 理事会

第30条（構成）

1. この法人に理事会を置く。
2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第31条（権限）

1. 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) この定款に定めてある事項、及び業務の執行に関する事項を審議決定する。
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長・副会長・専務理事及び常務理事の選定及び解職
2. 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備
 - (6) 第28条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

第32条（招集等）

1. 理事会は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で、2回以上会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は、会長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、理事会の招集を請求されたときは、その請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
2. 理事会は、開催日より一週間前までにその会議に附議すべき事項、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法により通知する。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経なくても、これを招集することができる。

第33条（議長）

理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が理事会に欠席した場合は、この限りでない。

第34条（決議）

1. 理事会の決議は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が、書面又は電磁的方法により同意の意思決定をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。

ただし、監事が異議を述べた時は、その限りでない。

第35条（議事録）

理事会の決議については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

第7章 専門委員会

第36条（専門委員会）

1. この法人の事業遂行に必要な専門的事項を処理するため、理事会の決議に基づき専門委員会を置くことができる。
2. 専門委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第8章 資産及び会計

第37条（財産の構成）

1. この法人の資産を分けて、基本財産とその他の財産の2種とする。
2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
3. その他の財産は、基本財産以外の資産とする。

第38条（財産の管理・運用）

この法人の資産の管理・運用については、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理規程によるものとする。

第39条（基本財産の維持並びに処分の制限）

1. 公益目的事業を行うために不可欠な基本財産に関しては、その適正な維持及び管理に努めるものとする。
2. 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又はその他の財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、総理事数の過

半数が出席した理事会において、議決に加わることのできる理事の 3 分の 2 以上の決議を得なければならない。

3. 基本財産の維持及び処分について必要な事項については、理事会の決議により、別に定める財産管理規程によるものとする。

第 40 条（経費の支弁）

この法人の事業遂行に要する経費は、第 37 条の財産をもって支弁する。

第 41 条（事業計画及び収支予算）

1. この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、会長が、その事業年度開始日の前日までに作成し、理事会の決議後、社員総会の承認を得なければならない。
事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。
2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入し、又は支出することができる。
3. 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
4. 会長は、第 1 項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、社員総会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。
5. 第 1 項の事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

第 42 条（事業報告及び収支決算）

1. 会長は、事業年度ごとに次の書類により、この法人の事業報告及び決算書類を作成し、事業年度終了後 3 ヶ月以内に附属明細書とともに監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
2. 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。ただし、法人法施行規則第 48 条に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。
3. 前項の決算書類については、毎事業年度の経過後 3 ヶ月以内に行政庁に提出しな

ればならない。

4. この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決及び社員総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。
5. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第43条（公益目的取得財産残額の算定）

会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第5項第4号の書類に記載するものとする。

第44条（長期借入金）

1. この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。
2. この法人が重要な財産の処分又は、譲受けを行う場合も前項と同じである。

第45条（会計原則）

この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第46条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 定款の変更及び解散

第47条（定款の変更）

1. この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、変更することができる。
2. 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

第 48 条 (合併)

1. この法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。
2. この法人が上記の合併又は、譲渡をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届出なければならない。ただし、当該合併に関し認定法第 11 条 1 項の認定の申請をする場合を除く。

第 49 条 (解散)

この法人は、法人法第 148 条の事由により解散する。

第 50 条 (公益認定の取消し等に伴う贈与)

この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 51 条 (残余財産の帰属)

この法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

第 10 章 事 務 局

第 52 条 (事務局及び職員)

1. この法人の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長・事務局次長、その他必要な職員を置く。
2. 事務局及び職員に関する事項は、別に定めるものとする。
3. 事務局長・事務局次長・職員は、有給とする。

第 53 条 (書類及び帳簿の備付等)

1. この法人の主たる事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。
 - (1) 定 款
 - (2) 会員の名簿

- (3) 役員（理事及び監事）及びその他の職員の名簿
 - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 定款に定める機関（理事会及び社員総会）の議事に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 役員等の報酬規程
 - (8) 事業計画書及び収支予算書
 - (9) 事業報告書及び計算書類等
 - (10) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
 - (11) 監査報告書
 - (12) その他法令で定める帳簿及び書類
2. 前項各号の帳簿及び書類閲覧については、法令の定めによるほか、第 54 条 2 項に定める情報公開の規程によるものとする。

第 11 章 情報公開、個人情報の保護及び公告

第 54 条（情報の公開）

- 1. この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2. 情報公開に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

第 55 条（個人情報の保護）

- 1. この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に、万全を期するものとする。
- 2. 個人情報に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

第 56 条（公告の方法）

- 1. この法人の公告は、電子公告により行う。
- 2. やむ得ない事由により、前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 12 章 補 則

第 57 条（委 任）

この定款で、別に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により決定する。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般財団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第45条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の会長は、岩城光英とする。
4. この法人の最初の業務執行理事は、國分孝雄、森崎俊紘、皆川眞一郎、中山正夫とする。

附則

1. この定款は2012年（平成24年）4月1日から施行する。
2. 2014年（平成26年）3月22日 改定（第21条）
3. 2016年（平成28年）6月15日 改定（第3条、第29条、第53条）
4. 2017年（平成29年）6月21日 改定（第34条）
5. 2018年（平成30年）6月20日 改定（第4条）
6. 2019年（令和1年）6月26日 改定（第2条、第5条、第21条）